

妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（案）について
（概要）

1. 改正の趣旨

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下「均等法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき、事業主は、女性労働者が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定に基づく保健指導又は健康診査において医師又は助産師から受けた指導事項を守ることができるようにするために必要な措置（以下「母性健康管理措置」という。）を講じなければならないこととされている。その具体的な措置については、同条第 2 項の規定に基づき、妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 9 年労働省告示第 105 号）において規定されている。
- 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況等を踏まえ、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう、母性健康管理措置として、令和 4 年 3 月 31 日までの間、新型コロナウイルス感染症に関する措置を規定している。
- 今般、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、当該措置の期限を延長するもの。

2. 改正の概要

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の期限を、令和 4 年 3 月 31 日から令和 5 年 3 月 31 日に延長する改正を行う。

3. 根拠規定

均等法第 13 条第 2 項

4. 施行期日等

告示日：令和 4 年 3 月下旬（予定）

適用期日：告示日